

平成25年度第1回諫早市健康福祉審議会

1 期 日 平成25年8月8日(木)午後3時～

2 場 所 諫早市役所 5階 大会議室

3 出席者 委員 16名

大峰信仁委員

亀井道信委員

松本幸子委員

川原聡委員

小島龍一郎委員

佐藤逸子委員

佐藤光治委員

管原正志委員

高以未真須美委員

田鶴俊明委員

出口喜男委員

西山智子委員

野田 晋委員

原 安生委員

南 裕美委員

三田享子委員

事務局 17名

4 会議次第

開会

議事録署名人指名

部会委員の指名

議事

(1) 諫早市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画について

(2) 諫早市子ども・子育て支援事業計画について

(3) 諫早市健康福祉審議会運営要領の一部改正について

(4) その他

閉会

## 【健康福祉審議会】

### 1 開会及び会長挨拶

#### ○事務局

それでは、早速でございますけれども、議事進行を田鶴会長にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

#### ○会長

皆さん、こんにちは。会長を仰せつかっております田鶴でございます。先ほど市長から諮問がありましたとおり、今後、本審議会といたしましては、現計画の改定となります高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画と今回初めての策定となる子ども・子育て支援事業計画についての審議を進めていくこととなります。

子どもから高齢者まで幅広い世代の健康福祉、医療に関する重要事項でありまして、市民の関心も非常に高いものと考えられます。委員の皆様それぞれの分野、専門のお立場から、忌憚のない御意見、御提案等賜りながら進めてまいりたいと存じますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、座って進めさせていただきます。

それでは、出席者数でございますけれども、ただいま16名の出席ということでございます。委員の過半数の出席が認められますので、平成25年度第1回諫早市健康福祉審議会を開会いたします。

### 2 議事録署名人指名

#### ○会長

まず、この会議の議事録署名人を指名しておきたいと思っております。

三田委員にお願いをしたいと思っておりますけれども、よろしゅうございますでしょうか。

《三田委員了》

ありがとうございます。

それでは、三田委員、よろしくお願いいたします。

### 3 部会委員の指名

#### ○会長

次に部会委員の指名ということで、審議会条例により会長が指名することになっておりますので、今回新たに委員となられたお二方につきましては、配付されております部会委員名簿（案）のとおり、それぞれ前任者の方と同じ部会に所属をお願いしたいと思います。御承認いただけますでしょうか。

《南委員了》

《松本委員了》

よろしくお願いいたします。

御承認をいただきましたので、部会委員は名簿のとおり指名をされました。

#### 4 議事

##### (1) 諫早市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画について

###### ○会長

次に議事1の諫早市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

###### ○高齢介護課長

皆さん、こんにちは。高齢介護課長の小山でございます。どうぞよろしくお願ひします。

それでは、初めに諫早市高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画について御説明申し上げます。議事資料の1でございます。

2番目の根拠法令等でございますけれども、この法令は、市町村老人福祉計画、老人福祉法第20条の8と市町村介護保険事業計画、介護保険法第117条でございます。この二つの法令に基づきまして、市町村は介護保険事業計画自体は老人福祉法第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画と一体的に作成するという事で定められております。

まず3の現在の策定状況でございます。平成23年度に「諫早市高齢者福祉計画」「諫早市介護保険事業計画」第5期でございますけれども、平成24年度から平成26年度を策定したものです。第5期の最終年度であります平成26年度末までには、新計画、第6期の計画を策定する必要があるということでございます。

次に4番目の新計画の策定におけるポイントでございます。高齢者福祉計画につきましては、急速に進んでおります超高齢社会への対応ということで、年々急速に進む超高齢社会、平成25年7月1日現在で高齢化率が約24.7%ということで、高齢化社会を展望いたしまして、現計画の検証を踏まえまして、高齢者のニーズに即した実効性のある計画を策定することとしております。

本日、お配りしている介護保険事業計画の13ページをお開きください。13ページの表の上のほう、下から2行目の文なんですけれども、第5期の計画時点におきまして、「また」から始まりますけれども、高齢者人口のピークは平成38年で4万893人ということで、75歳以上では平成43年に2万4,053人を推計し、その後は減少すると見込んでおります。

議事資料の1に戻っていただきまして、高齢者福祉計画の2番目の丸でございます。平成23年度に策定しました市健康福祉総合計画「地域福祉計画」ですけれども、2012年から2016年までの間の地域福祉計画との整合性を図ることとしております。

次に介護保険事業計画です。計画の位置づけとしましては、団塊の世代の方

が75歳以上となるなど高齢化が一段と進む平成37年に向けて、地域包括ケアの構築という目標に至る中間段階の位置づけとされているところでございます。

2番目の丸です。平成26年7月ごろに国より示されます第6期計画の基本指針の骨格案、そして地域や高齢者の課題等をよりの確に把握するための「日常生活圏域ニーズ把握手法」などにに基づき、調査及び策定を進めることとしております。

次、3番目の丸です。給付実績、高齢者推計等でございます。高齢者数や介護認定者数の的確な推計に基づいた適切なサービス量等の見込みの設定を行うこととしております。

次に5番目の策定の趣旨でございます。住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、高齢者福祉計画、介護保険事業計画を一体的に策定することとしております。

6番目の計画の性格・役割について、高齢者福祉サービスにかかわる3年間、第6期は、平成27年度から平成29年度でございますけれど、実施計画として位置づけるものでございます。

次、7番目、計画に盛り込む事項といたしまして、高齢者の現状と施策への課題、高齢者福祉施策目標、具体的施策、介護保険事業におけるサービス基盤整備、地域支援事業の取り組み、事業量見込みなど、そして資料として高齢者アンケートの結果などを掲載する予定でございます。

策定期間につきましては、平成27年2月ごろを予定しております。

次の2ページをお開きください。高齢者福祉計画と介護保険事業計画の策定スケジュールです。左の方から今現在の健康福祉審議会、そして高齢者福祉部会、そして次に市の事務、そして一番右端に国・県等関係機関を掲載しております。

まず、上段の方から平成25年8月、今現在ですけれど、今日開きました健康福祉審議会の方に計画策定についての諮問、そしてスケジュール等について提案申し上げます。そして、9月になりますと、一番右端の方で国の方から日常生活圏域ニーズ調査票の提示予定でございますので、それに基づいて10月に、市といたしましては日常生活圏域ニーズ調査(案)を作成しまして、左の方の高齢者福祉部会の第1回ということで、日常生活圏域ニーズ調査(案)の審議をお願いすることとしております。

次に明けて平成26年4月、市としましては、日常生活圏域ニーズ調査等を実施いたしまして、平成26年7月、第2回の高齢者福祉部会を開きまして、今記載しておりますけれど、ニーズ調査等の結果を報告したいと考えております。

そして、平成26年8月から9月にかけて、市の方では計画策定の作業

に入っております。そして、平成26年10月に第3回の高齢者福祉部会を開きまして、計画の構成(案)と一般高齢者施策(案)の記載しておる部分について、特にサービス見込み量等について案を提示したいということで審議をお願いしたいと考えております。

次に、11月に第4回の高齢者福祉部会を開きまして、計画の中間案を審議いただくこととなります。そして、ここにしておりますけれど、介護保険料の算定ということでございます。これは、あくまでもサービス見込み量に対して保険料を決めるということでございますので、保険料については報告という形になると思います。

そして、平成27年1月に第5回の高齢者福祉部会を開きまして、最終の計画案を報告し、介護保険料の最終案につきましては、そのときに報告できればと考えております。

次、平成27年2月です。健康福祉審議会の方に計画の答申を予定しているところでございます。

そして、平成27年3月、市の方でございまして、議会へ報告しまして条例改正を行うことと考えております。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

○会長

ありがとうございました。ただいま説明がありました高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画につきまして、ただいまの説明に対しまして御質問等ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

よろしゅうございますでしょうか。今後、部会で審議を進めていくことになるということでございます。1年半ちょっとかかるということで、長期間になりますけれども、ただいまの説明に対して特に質問がなければ、本諮問につきましては、高齢福祉部会に付託をするということでよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

ありがとうございます。御承認をいただきましたので、高齢福祉部会に付託することに決定をさせていただきます。

(2) 諫早市子ども・子育て支援事業計画について

(3) 諫早市健康福祉審議会運営要領の一部改正について

○会長

次に議事2でございまして、諫早市子ども・子育て支援事業計画についてと議

事3の諫早市健康福祉審議会運営要領の一部改正についてを関連がありますので一括して議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

#### ○こども支援課長

こども支援課長の関と申します。改めてよろしくをお願いいたします。座って説明させていただきます。

議事2、諫早市子ども・子育て支援事業計画について。議事3、諫早市健康福祉審議会運営要領の一部改正についてにつきまして、一括して説明させていただきます。

まず議事資料2をごらんください。本計画の計画名でございます。諫早市子ども・子育て支援事業計画、以下計画と呼ばさせていただきます。根拠法令でございますが、子ども・子育て支援法第61条でございます。法につきましては、以下法と呼ばさせていただきます。

計画の策定期間は、平成27年3月を予定いたしております。国におきましては、現在のところ、法の全面施行を平成27年4月と見込み、作業を進めているところでございます。また、計画の策定準備に関連する法の規定につきましては、法の交付日、これが昨年、平成24年8月22日でございますけれども、その日から施行されております。

この法律は、消費税の引き上げと関連いたしております。消費税が早ければですけれども、来年4月に8%、平成27年10月から10%に引き上げる予定になっております。この予定どおりに消費税が引き上げられますと、この法律が平成27年4月からスタートするということで関連をいたしております。現在のところ、その最速のスケジュールに合わせて計画を策定する予定にいたしております。

諮問の必要性でございます。法律の概要は、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付——これを施設型給付と呼びます——及び小規模保育等への給付——これを地域型保育給付といいます——を創設することにより、幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することとされております。施設型給付、それから地域型保育給付につきましては、後ほど説明をさせていただきます。

諮問についてということで、新たな制度を効率的かつ安定的に実施するための条件として、法におきまして5年を1期とする計画の策定が求められております。また、法では計画を策定するに当たり、「子ども・子育て」に関する事項を所管する市が設置する審議会において、必要な意見を聞くことというふうにされております。さらに、計画策定に先立ち、市が取り組むべきあり方を広範な立場で調査審議をお願いするものでございます。

計画策定の趣旨でございます。法第61条の規定に基づき、国の基本指針に即して、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の供給体制の確保などの業務の円滑な実施を図るものでございます。

計画に盛り込むべき事項として、5点ほど上げさせていただいております。まず、区域の設定ということで、諫早市内の区域を地理、人口、交通事情、その他の地域の実情に応じまして、保護者が子どもを通所、あるいは通園できる区域をまず設定いたします。

それから、2番目に書いておりますけれど、幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る需要量の見込み、これは現在の利用状況、それから将来の希望等をお聞きしまして、いわゆる保育の需要がどのくらいあるのかという5年間の見込みを立てるということでございます。

3番目が幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る供給体制の確保の内容及びその実施時期。これは、先ほどの需要に応じた供給体制、保育所の整備等になるかと思っておりますけれども、そういったものにつきまして、5年間の計画になりますから年次的な計画を立てるというふうになっております。

それから、4番目です。幼児期の学校教育・保育の一体的な提供を含む子ども・子育て支援の推進の方策ということで、これは学校教育、今でいう幼稚園の教育、それから保育、こういったものを一体的にサービスの提供をします。これは、一般的に認定こども園という形で今、役割を果たされておりますけれども、そういったものの普及。それから、それ以外の子ども・子育て支援事業、いろいろな事業がございます。そういったものについての方策を規定するというふうになっております。

その他の事項として、制度に関連して必要な事項を定める予定にいたしております。

計画期間は、平成27年4月からの5年間を1期とするものでございます。

次に市子ども・子育て支援事業計画策定までのスケジュールをごらんください。A4の横の形になっているものでございます。一番上の主な動きにつきましては、平成24年8月に子ども・子育て支援法をはじめ関連3法が成立いたしております。国におきましては、今年4月に子ども・子育て会議を設置し、新制度の詳細についての議論が開始されております。また、新制度の財源となる消費税率の引き上げにつきましては、来年4月に8%、平成27年10月に10%にそれぞれ引き上げられる予定となっております。平成27年10月に消費税率が10%に引き上げられることとなった場合に、最速で平成27年4月から新制度がスタートするというふうな予定になっております。

次に中段の計画策定までの流れについてでございます。今年度におきまして

は、事業計画の記載事項が定められました国の基本指針とニーズ調査の調査票案をもとに、諫早市のニーズ調査票を作成し、ニーズ調査を実施いたします。調査結果から、保育等の区域ごとの需要量を推計し、この段階で県への報告となります。

平成26年度、来年度につきましては、幼稚園や保育所等の施設の意向を確認し、区域の需要に見合った供給体制の確保の内容及びその実施時期を検討し、夏までに中間取りまとめを行い、年度末までに事業計画を確定するというふうな予定になっております。

次に一番下の段ですけれども、市健康福祉審議会・部会のスケジュールについてでございます。本日の審議会において、諫早市子ども・子育て支援事業計画の諮問、それから諫早市健康福祉審議会運営要領の一部改正をお願いしております。今後、部会を今年度は2回程度、来年度は4回程度、計6回程度開催させていただき、来年の末までに審議会から答申をいただきたいと考えております。

続きまして、議事2、当日配付いたしました資料でございます。市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージをごらんください。この子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間におきます幼児期の学校教育・保育、それから地域の子育て支援についての需給計画というふうな形になります。子ども・子育て家庭の状況及び需要につきましては、次の四つの区分により調査を行う予定といたしております。

一番左の丸が、満3歳以上の子どもを持つ、保育を利用せず家庭で子育てを行う家庭。いわゆる父母、または祖父母の方が子育てを家庭でできる家庭ですね。それで満3歳以上の方。それから、満3歳以上の子どもを持つ保育を利用する家庭。これは、一般的には共働きで保育所などに預けないといけない家庭で、3歳以上の子どもがいらっしゃる家庭ですね。それから、満3歳未満の子どもを持つ保育を利用する家庭。最後の一番右ですけれども、満3歳未満の子どもを持つ保育を利用せず家庭で子育てを行う家庭。以上、この四つの区分に分けて調査を行いたいと思っております。

こうした子ども・子育て家庭に対しまして、現在の利用状況、それから今後の利用希望を調査し、この調査に基づいて、平成27年度からの5年間の需要量の見込み、それから需要に対する保育所の設置などの供給体制の確保の方策及びその時期を計画に記載するものでございます。また、具体的な実施内容につきましては、この計画を実施するために子どものための教育・保育給付、それから地域子ども・子育て支援事業を行うものでございます。

子どものための教育・保育給付には、施設型給付と地域型保育給付がございます。施設型給付につきましては、従来、保育所は保育所委託の運営費、それ



から幼稚園は、私学助成と幼稚園就園奨励費補助、認定こども園につきましては安心こども基金からの運営費補助と、それぞれ異なった方式で運営費が支払われておりました。新制度におきましては、市町村が施設型給付という形で一本化して運営費を支給するシステムに変更になります。なお、私立の保育園につきましては、当分の間、今までどおり委託費の形で運営費が支給されるというふうになっております。また、認定こども園につきましては、現在、諫早市においては1園もございませんが、今後、新制度移行に伴いまして増えていくのではないかと見込んでおります。

地域型保育給付については、6人以上20人未満を保育する小規模保育事業者や5人以下を保育する家庭的保育事業者、あるいは居宅の保育事業者とか、そういったものが書いてありますけれども、こういった小規模の事業者につきましても地域型保育給付として新たに運営費に対し公的な補助を行うということでございます。

一番下の地域子ども・子育て支援事業でございます。これは、これまでも国の要綱等に基づき実施されております。今回、子ども・子育て支援法の法定事業ということで、計画の中に盛り込むこととされましたので、そういったもので規定しているところでございます。

次に議事資料3の諫早市健康福祉審議会運営要領新旧対照表をごらんください。資料3の2枚目の裏側、A4の横になります。諫早市健康福祉審議会運営要領新旧対照表でございます。市の事業計画を策定するに当たっては、子ども・子育て支援法に地方版の子ども・子育て会議、いわゆる審議会を設置するような規定がございます。ただし、既存の審議会がある市町村におかれましては、既存の審議会を活用することも可能というふうにされております。諫早市におきましては、次世代育成支援行動計画の策定に子ども・子育て分野を含む、児童家庭福祉に関する事項調査を審議します次世代育成支援対策部会というのが、既に設置されております。したがって、同部会を活用させていただくというふうに思っております。

改正内容といたしましては、臨時委員のところですが、幼稚園、保育所に入所する児童の保護者や幼稚園教諭、保育士さんなど、職場の代表を追加する等の変更を行いたいということでございまして、現在、委員数が16名でございますけれども、これを20名に増員したいと考えております。

また、審議事項でございますが、同部会が調査審議する事項に子ども・子育て支援に関するものを追加する、この2点の改正をお願いしたいと考えております。

これから約1年半という短い期間ではありますが、新制度を円滑にスタートさせることができるよう事業計画の策定に向けて取り組んでまいりたいと思

ておりますので、ご協力をお願いしたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。

#### ○会長

ありがとうございました。ただいま事務局から子ども・子育て支援事業計画の概要並びに運営要領の一部改正について説明がありましたが、何かご質問等ございませんでしょうか。

お願いします。

#### ○A委員

子ども・子育て支援事業計画のところで、議事2ですかね、3歳以上で四つに分けてありますけれど、これは年齢の上はどこまでですか。

#### ○こども支援課長

すみません、ちょっと説明が足りなくて申しわけありません。基本的に就学前児童ということで、小学校に行くまでの児童の方の保護者を対象にいたしております。ただし、先ほどのイメージの資料の一番下に、地域子ども・子育て支援事業というのがございまして、ここに放課後児童クラブというのがございます。これは学童保育のことですね。学童保育は、小学校の主に低学年になると思うんですけれども、今は6年生まで入ることが可能でございます。こういった保護者の方の調査も一部行いたいと思っています。メインは、あくまで小学校就学前の家庭になると思います。

#### ○会長

よろしいでしょうか。

ほかにありませんでしょうか。

ちょっと私の方からお尋ねです。いさはや子育て応援プランというのが、前期後期にわたって立派な計画がなされております。この計画というのは、今後どうなっていくのかということをも1点、教えていただければと思います。

#### ○こども支援課長

いさはや子育て応援プランは、次世代育成支援行動計画でございます。概要から若干説明させていただきます。この諫早市次世代育成支援行動計画「いさはや子育て応援プラン」につきましては、次世代育成支援対策法に基づきます計画でございます。

計画の策定の趣旨でございますけれども、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会づくりのためということで、国、地方公共団体、それから企業が一体となった取り組みを行おうという計画でございます。

現在、後期計画という5年間の計画を策定しておりまして、平成22年度から平成26年度までの5年計画になっております。年次的な進捗状況につきましては、毎年度末に次世代育成支援対策部会に報告をしているところでござい

ます。

このいさはや子育て応援プランにつきましては、御承知かとは思いますが、基本理念とその理念の実現を目指す四つの基本目標で構成されておりまして、その基本目標を達成するためにさまざまな施策が規定されております。分野でいいますと児童福祉、母子保健、商工労働、教育、住宅支援など、さまざまな分野に分かれておりまして、その中に保育所、幼稚園の受け入れ態勢の充実といった項目がございます。子育て制度を充実させるための個別の施策も一部盛り込まれておるということでございます。

また、子ども・子育て支援事業計画につきましては、先ほど申し上げましたけれども、子ども・子育て支援法に基づく幼児期の学校教育、保育、地域の子育て支援についての平成27年度からの5年間の計画でございます。したがって、対象範囲といえますか、そういったものは次世代育成支援行動計画の方がかなり広い分野になります。その中で子育て支援事業計画は、どちらかというと子育て支援充実のための実施計画といえますか、具体的な計画になるかというふうに思っております。

なお、この子育て応援プランにつきましては、一応、平成26年度までというふうになっておりますけれども、今後これがどうなるかというのが、この次世代育成支援対策法におきまして、延長も含め検討するというふうになっております。まだ、国の方から具体的な方針が示されておられません。また引き続き計画を策定するか、あるいはまた別のものになるのか、あるいは法律上はもう子ども・子育て支援事業計画だけでいいというふうなことになるか、その辺がまだ具体化をしておられません。子育て応援プランにつきましては、平成27年度以降については未定であるというところでございます。ただ、平成26年度の進捗までは、毎年度、部会の方に報告をしたいと思っております。

#### ○会長

わかりました。ありがとうございました。

何かほかにございませんでしょうか。

お願いします。

#### ○B委員

お尋ねいたします。私たち婦人会は、子育て応援隊というのを立ち上げまして、平成17年ごろから学校行事、それから公民館の託児つき保育ということをしてずっとやっております。そういうのも公的資金の対象になってくるんでしょうか。年間500人の会員が学校行事とか、球技大会とか、学校の図書室をお借りいたしまして、いろいろな行事で子どもたちを預かっております。

最初は、県のこども未来課ができたときに、浦川先生だと思っておりますが、そのころ、補助金をいただきまして、遊具を買ったり、マットを買ったりしてやり

出したんですよ。それを今もずっと続けてやっております。年間500人、子どもたちも500人弱預かっております。1時間、2時間の子守でございしますが、図書室をお借りしてですね。婦人会員が今、諫早市内は1,000人弱おり、ずっと軌道に乗って毎年やっております。そういうのは対象にはならないんでしょうか。

#### ○こども支援課長

今現在、放課後子どもプランという事業は行っています。これは教育委員会の生涯学習課の方でやっているんですけども、児童の放課後について、学童の子、それ以外の子を含めて、いろいろな……。例えば、高齢の方が来て竹馬づくりをしたりとか、縄をつくったりとか、そういったことは今も行っています。これは、直接は今度の子ども・子育て支援事業計画とは関連はないです。引き続き、事業は行っております。

#### ○B委員

よくこんな文書には、地域で子どもを育てましようというようなことがずっと入っております。だから、具体的に保育所とか、幼稚園とか、そういうのが入ってしっかりやっているところはいいと思えますけれど、私たちみたいに各団体が立ち上がって子どもたちを育てましようということで、図書室をお借りして、一、二時間の問題ですけど。ゼロ歳児もおりますし、お兄ちゃん、お姉ちゃんがおるところは、授業が終わった後は図書室に来て一緒に遊んだりはしておりますので、私たちはそれを。日赤からも幾らか応援していただけて続けてやっております。

子育て支援というのがあっちこちから出てきたものですから、どこまでがどんなになっているのか、私自身がよくわかりません。

#### ○こども支援課長

計画のイメージの中の一番下の部分ですね。地域子ども・子育て支援事業。これは地域子育て支援拠点事業、ゼロ歳、一、二歳児ぐらいで、保育所とかに預けていないお母さんたちが子育て相談とかを行うような事業でございします。現在、諫早市に七つセンターがございします。そういった事業は、今後も引き続きやっていくというふうになっております。

それから、地域子ども・子育て支援事業の分野は、就学前の子どもに限らず、先ほども申しましたが学校の子どもも含めての事業でございします。法定化された事業は、当然この計画に入ってくるんですけども、法定化されない事業というのは、また市の単独でどうすべきかは今後の課題にさせていただきたいと思っております。

#### ○会長

いいでしょうか。ありがとうございました。

何かほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

ないようでございましたら、「諫早市子ども・子育て支援事業計画」につきましては、次世代育成支援対策部会に付託すること、あわせて「諫早市健康福祉審議会運営要領」を案のとおり一部を改正することとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

ありがとうございます。

御承認をいただきましたので、次世代育成支援対策部会に付託すること、それから審議会運営要領（案）のとおり改正することに決定をいたしました。

それでは、予定されました案件については以上で終了いたしたいと思います。

(3) その他

○会長

最後にその他ということで、委員の皆さんから何でもいいと思います、何かございませんでしょうか。

○会長

ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

なければ、以上をもって議事を終了いたしますが、事務局から何か連絡事項等ありますか。

○事務局

それでは、事務局のほうから今後の日程についてご説明をさせていただきます。先ほど部会の方については説明もございましたが、この審議会につきましては、本年度、次回の予定はございません。来年度以降ということになっております。部会ですけれども、高齢福祉部会を10月に、それから次世代育成支援対策部会につきましては、スケジュールでは10月になっておりますが、9月末から10月の初旬に1回目を、その後、来年3月ごろに2回目と、2回の開催を予定いたしております。あらかじめ御承知おきをいただきたいと思います。詳細につきましては、別途、改めて開催のときにご案内をさせていただきます。と思っております。

それでは、健康福祉部長が御挨拶を申し上げます。

○健康福祉部長

健康福祉部長の川口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

1時間にわたり御審議をいただきました。本年度といたしますか、今回は、先ほどから説明をしておりますとおり、大きくは二つの計画を諮問いたしまして御審議をお願いするということでございます。期間が今から約1年半ぐらいの期間で進めてまいりたいと思っております。少し長期になってしまいますけれども、どうか協力方をお願いしたいと思います。

先ほど婦人会の西山委員さんから、子育てのいろいろなことがございました。各地域において、こういう法律とか、こういうふうな事業ではなくて、サークルをつくられたりして子育てを応援するとか、地区の社会福祉協議会が子育てサロンで子どもさんのこと、子育てを応援するとか、そういうふうな地域の皆様方、婦人会の方もそうですけれど、子育てについて応援をいただいている部分は本当にたくさんございます。本当にありがたいことだと思っております。そういう部分については、そのときそのときで補助があったりなかったりと確かにしているんだと思っております。しかし、地域でそういうふうにしていただくということは、非常にありがたいと思っております、本当ありがとうございます。

今後ともこの福祉行政に対しまして、皆様方の貴重な御意見をいただきながら、よりよい計画、またよりよい事業が実施できるように努めてまいりたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。本日はどうもお疲れさまでございました。ありがとうございます。

○会長

ありがとうございました。

5 閉会

○会長

委員の皆様、大変お疲れさまでございました。以上をもちまして平成25年度第1回諫早市健康福祉審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

(午後4時00分終了)